

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年11月24日（金曜日）
午前10時00分開会、午前11時27分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 令和6年第1回（3月）定例会の日程（案）について
 - (2) 令和5年第4回（12月）定例会の運営について
 - ① 日程について
 - ② 上程される議案等について

ア 報告	5件
イ 条例	9件
ウ 補正予算	6件
エ 財産の取得・譲渡	2件
オ 指定管理者の指定	8件
カ 市道の認定等	1件
キ 和解	1件
ク その他の単独議案	2件
ケ 人事（最終日提出）	2件
 - (3) 請願・陳情によらない意見書の提出依頼について
イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を
日本政府に求める意見書
 - (4) 議会費の補正について
 - (5) 常任委員会の旅費増額の検討について
 - (6) 台南市（友好交流都市）への行政視察の検討について
 - (7) その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 日黒 英一

委員 小坂 博
委員 勝田 達也
委員 矢口 勝雄
委員 田中 義法
委員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 島岡 宏明
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男
副市長 片山 壮二
市長公室長 船沢 一郎
財政課長 山口 正通
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉
次長 天貝 健一
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主査 松本 裕司
主幹 高橋 陽平

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 皆さんおはようございます。本日は早々に議会運営委員会を開いていただきまして、誠にありがとうございます。そして先日は茨城県の議員研修会に、矢口議員、田中議員、菅井議員に来ていただき、本当にありがとうございました。たまたま水戸の議長が欠席、公務で欠席ということで私が大役を務めさせていただきまして、やはり土浦市の議会というのは、重いんだなというのをつくづく感じさせていただきました。またその中でもこの議会運営委員会の重みというのを、また改めて感じているところでございますので、今日も慎重審議よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは早速協議事項に入ります。協議事項(1)令和6年第1回3月定例会の日程案について協議をお願いします。執行部及び事務局より説明をお願いします。

○東郷副市長 おはようございます。それではサイドブックス資料1の方お願いいたします。資料1で令和6年第1回の定例会の日程案でございます。2日付の脇の3番目の表のところに案と書いてあるところでございますけれども。3月の5日、開会で、2枚目になりますけど、3月の26日の閉会の会期でお願いしたいというふうに考えてますのでどうぞよろしく願いいたします。

○天貝議会事務局次長 第1回定例会におきましては、市長から翌年度の市政の運営方針と主な施策の概要が示されると共に、それを実践するための新年度予算案が議案として示されます。これらに対して議会側は代表質問を行うわけですが、これらが示されるのがこれまでの例ですと、22日の午後開催される予算内示会でありますので、翌週の月曜・火曜の通告までの準備期間が短いとの御指摘がございました。この問題を解消するために、予算の内示会を15日に前倒しする日程を組んでおりまして、同日に代表質問に必要な市政の運営方針と主な施策の概要、予算の概要、それから議案である予算書を配布する案でございます。本来議案は議運で説明した後に配布しておりますが、この日程の場合、議案である予算書に限り議運前に配布してしまうこととなりますので、それだけ御了承いただきたいと存じます。以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、御意見もないようですので、よろしくお願い申し上げます。令和6年第1回定例会の日程については、執行部説明の通りといたします。次に、協議事項(2)令和5年第4回12月定例会の運営について、協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いいたします。

○東郷副市長 会期の方は12月の5日開会で、12月21日の閉会の会議ということでお願いしたいと思います。なお、12月5日につきましては、全員協議会をお願いして、案件がですね、3ヵ年の実施計画案、次実施計画についてそれから、長期財政見通

しと財政運営の基本的な考え方についてということの説明させていただきます。それから、各部署で作成してあります計画についてのパブリックコメントの実施案件がありますので、そちらについても説明をさせていただきたいと思っております。それから中身になりますけれども、最終日に人事案件の関係がありまして、教育委員会の委員の任命同意それから公平委員会の選任の同意についての案件がございます。その案件について中日12月13日あたりになると思っておりますけれども、全員協議会が開催をお願いをして、そちらについての説明。それから今の国の方で交付金の話が出てます。具体なり次第説明させていただきたいと思っております、間に合えばこの後、全員協議会の方で説明を、中身について説明をさせていただきたいというふうに思っております。それから最終日については、今のところ案件ございませんけれども、案件が発生した場合には、全協の方をお願いしたいというふうに考えてますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 それではただいまの件で何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、では次に、上程される議案等の説明をお願いいたします。まず報告について執行部から説明をお願いします。

○船沢市長公室長 それでは資料の方、資料ナンバー3になります。御準備の方お願いいたします。恐れ入りますが着座にて御説明の方させていただければと思います。令和5年12月第4回定例会に提出をいたします、議案等の説明をさせていただきます。今回の提出案件は、表紙にもございますように、報告5件、議案31件合わせて36件です。続きまして、2ページ、3ページは、今回の提出案件一覧となります。提出案件は、報告につきましては、専決処分5件、議案につきましては、条例9件、補正予算6件、財産の取得・譲渡2件、指定管理者の指定8件、市道の認定等1件、和解1件、その他の単独議案2件、最終日に提出いたします、人事案件2件総計で36件の議案等について、御承認等をお願いするものでございます。それでは、内容について説明させていただきます。4ページをお願いいたします。報告案件は専決処分5件です。報告第33号専決処分の報告について、学校管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、下高津小学校内において、職員がテントの部品を運搬中、車両にテントの部品を接触させてしまい、車両の一部が破損した事故の和解です。報告第34号専決処分の報告について、公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車が、並木5丁目地内の市道を走行中、道路左側に停車中の車両の右側を通り抜けた際、相手方が後方から発進したため、車体が接触し双方の車両の一部が破損した事故の和解です。5ページをお願いいたします。報告第35号専決処分の報告について学校管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、一中内において、学校管理員が刈払機を使用中、跳ねた石が車両に当たり、車両の一部が破損した事故の和解です。報告第36号専決処分の報告について、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、車両が、上坂田地内の市道を走行中、対向車を避けようと路肩に寄った際、崩れていた路肩に左前輪が落ち、タイヤ等が破損した事故の和解です。報告第37号専決処分の報告について、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、車両が、中高津二丁目地内の市道を走行中、道路の陥没個所に前輪が落

ち、タイヤ等が破損した事故の和解です。以上の5件につきましては、自治法の規定により、和解成立日をもって専決処分し、報告するものです。報告については以上となります。

○吉田委員長 ただ今の件につきまして質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますので、それでは次に、条例についての説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 6ページをお願いいたします。続きまして議案となります。まずは条例です。議案第79号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に基づき関係条例を一括改正するもので、職員の給与に関する条例改正では、国家公務員に準拠した給料表の引上げ。市議会議員、特別職、任期付職員の報酬、給与等に関する条例改正では、12月の期末手当の0.1月分の引上げ、令和6年度以降の期末手当を6月期12月期で均等となるよう配分する改正など、この他、条例中の文言を整理するなどの改正であり、施行期日は、手当を均等とする改正は令和6年4月1日、その他は令和5年4月1日から遡及適用するものです。議案第80号土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、自治法の改正に伴い、会計年度任用職員について、これまで支給していた期末手当に加え、令和6年度から勤勉手当を支給する改正などであり、令和6年4月1日から施行するものです。7ページをお願いいたします。議案第81号土浦市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法等の改正に伴い、産前産後の国民健康保険被保険者の均等割・所得割保険税を単胎妊娠は、出産予定日・出産日が属する月の前月から4ヶ月間、多胎妊娠は3ヶ月前から6ヶ月間免除する改正などであり、令和6年1月1日から施行するものです。議案第82号土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する法律の条項ズレや文言を整理するなど改正であり、公布の日から施行するものです。8ページをお願いいたします。議案第83号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、本市独自のマル福受給者について、一度に支払う金額の負担や手続きの負担を軽減するため、償還払いから医療機関でマル福を適用させる現物給付に変更するなどの改正であり、一部を除き令和6年4月1日から施行するものです。議案第84号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特別利用教育の基準の改正に伴い、文言を整理するなどの改正であり、公布の日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第85号土浦市火災予防条例の一部改正につきましては、蓄電池設備に関する省令等の改正に伴い、蓄電池設備の安全基準に係る規制の単位をアンペアアワーからキロワットアワーに改め、規制対象を、一部を除き10キロワットアワーを超えるものとする改正。固定燃料を熱源とする厨房設備等(炭火焼機等)の設置について、隔離距離の基準を追加するなどの改正であり、令和6年1月1日から施行するものです。議案第86号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団員数の実情

に合わせ、定数を見直す改正であり令和6年4月1日から施行するものです。議案第87号土浦市障害者住宅整備資金貸付条例の廃止につきましては、代替制度の普及などにより、利用者がいないことから、同条例を廃止するものであり、令和6年4月1日から施行するものです。条例につきましては、御説明以上でございます。

○吉田委員長 それでは、ただいまの条例についての部分につきまして、御意見がございますでしょうか。

○小坂委員 お聞きしたいんですけど、議案第86号消防団員が改正後ということで、これが実態ということでもよろしいんでしょうかね。ていうかこれ議運で聞くことじゃないけどもと思いますけど。ということは当然予算も減額になっていくのかなど。そんな感じでしょうか。すいません。

○船沢市長公室長 今の実態に合わせて記載のとおりの数でございまして、予算につきましても、これをベースで考えたいかと思っております。やはり消防団ですね、なかなか今、確保が難しい状況になってまして、新たに女性消防団員数なんかは増えてまして、機能別消防団とかいろいろな策はとっておりますので、そういう部分で是非とも安心安全に寄与するような対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○吉田委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、次に補正予算について説明を願います。

○船沢市長公室長 10ページをお願いいたします。続きまして、補正予算です。議案第88号は、一般会計補正予算第7回議案第89号から第93号は、各特別会計の補正予算です。今回の補正は、予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ、一般会計に9,189万8,000円、特別会計全体で3,959万2,000円、合計で1億3,149万円を追加し、総額を1,023億366万円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するものです。具体的な内容は、11ページの概要を御覧ください。今回は、件数が多いものですから、備考欄を御覧いただき、上から順に簡単に説明させていただきます。議会関係事業は、友好交流都市の台南市から令和6年2月に行われる「ランタンフェスティバル」への招待があったことから、市議会議員1名分の旅費や保険料等の増額計上。亀城プラザ管理運営事業は、所長が市の再任用職員となったことによる人件費の減などに伴う指定管理料の減額計上。水郷筑波サイクリング環境整備事業は、インバウンド対応のサイクリング環境整備を図るため、土浦駅に多言語案内表示を設置するための委託料の増額計上。神立地区コミュニティセンター管理運営事業は、夜間利用が増えたことなどによる、電気代や人件費の増加に伴う指定管理料の増額計上。提案型共助社会づくり支援事業は、県事業ですが、県に応募がなかったことによる補助金の減額計上。国際交流推進事業は、「台湾ランタンフェスティバル」への、市長、職員2名分の旅費や保険料のほか、現地での自動車借り上げ料や通訳などの手数料等の費用の増額計上。戸籍等氏名の振り仮名追加事業は、住民票等への氏名の振り仮名記載、マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字表記を実施するための住民基本台帳システム、戸籍附票システムの改修に伴う委託料の増額計上。総合福祉会館施設整

備事業は、総合福祉管内の老朽化したエアコンの更新に伴う工事請負費の増額計上。国民健康保険特別会計操出金は、子育て世帯の負担軽減等を目的として、国民健康保険の被保険者に係る、産前産後期間相当分、4ヶ月分の均等割及び所得割保険税を免除することに伴う一般会計からの操出金の増額計上。介護保険特別会計操出金は介護保険事業となる介護予防・生活支援サービス事業等の増に伴う一般会計からの操出金の増額計上。老人福祉センター等整備事業は、総合福祉会館内の老人福祉センター「うらら」の老朽化したエアコンの更新に伴う工事請負費の増額計上。私立保育園整備事業は、めぐみ保育園の分園整備に係る補助金の増額計上。病児、病後児保育事業（私立分）は、今年度から、めぐみ保育園が体調不良時対応型の病児、病後児保育事業を実施していることに伴う補助金の増額計上。生活保護対策事業は、被保護者調査の調査項目追加に係るシステム改修に伴う委託料の増額計上。12ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種に伴い健康被害を受けた3名に対する救済給付費の増額計上。保健センター管理運営事業は、寄付金を活用し、健診や調理実習等で必要な物品の購入に伴う備品購入費等の増額計上。最終処分場維持管理事業は、最終処分場埋立地内に降った雨水を貯留する調整層から、水処理施設へ送水する埋設管が経年により閉塞が進行し、十分な送水量が確保出来ない恐れがあることから、新たに送水管を布設することに伴う工事請負費の増額計上。商工業振興育成事業は、光熱費、修繕料等が増となるものの、産業文化事業団の人事異動等による人件費の減などに伴う勤労者総合福祉センターワークヒルの指定管理料の減額計上。わくわく茨城生活実現事業は、東京圏から本市に移住し、新たに就業・起業・テレワーク等を行うものに対して交付する移住支援金の申請者の増加に伴う補助金の増額計上。観光事業は、産業文化事業団の人事異動等による人件費の増に伴う本部運営補助金の増額計上。道路管理瑕疵訴訟に係る訴訟代理人委任事業は、令和2年に乙戸地内で発生した自転車事故の損害賠償額が和解により確定したことに伴う賠償金の減額、及び、弁護士への報酬額の確定に伴う委託料の減額計上です。なお、和解した損害賠償額1,500万円は、全額、道路賠償保険で相手方に支払われます。維持補修事業は、6月の大雨に伴う、道路清掃や倒木撤去などに係る委託、法面崩壊等の復旧工事、及び、近年頻発するグレーチングの盗難に係る復旧工事に不測の費用を要し、維持補修費に不足が生じることが見込まれることから、委託料及び工事請負費の増額計上。小学校就学援助事業は、10月から実施している給食費無償化に伴う、給食費に相当する就学援助費、特別支援教育就学奨励費の減額計上。中学校就学援助事業は、給食費の無償化に伴う中学生分の就学援助費等の減額計上。市民会館管理運営事業は、舞台管理運営委託料の減などに伴う指定管理料の減額計上。生涯学習館管理運営事業は、産業文化事業団の人事異動等による人件費の減に伴う指定管理料の減額計上。体育施設維持管理事業は、水郷体育館の空調設備の稼働に伴う、電気料金の増などに伴う霞ヶ浦文化体育会館の指定管理料の増額計上です。人件費補正につきましては、例年、人事異動等によりまして第4回定例会において、一般会計、特別会計において増減の補正をしております。今回は、人事院勧告に基づく給与や期末・勤勉手当の引き上げなどに伴い、一般会計において増額計上しております。一番下、一般会計の

合計欄ですが、9, 189万8, 000円の事業費の増額補正に対しまして、各特定財源を充当し、残りの6, 273万4, 000円が一般財源となり、財源が不足することから財政調整基金から繰り入れて充当するものです。13ページをお願いいたします。特別会計に係る補正予算の計上です。国民健康保険特別会計は、国民健康保険の被保険者に係る産前産後期間相当分、4ヶ月分の均等割及び所得割保険税を免除することにより、既存財源を国民健康保険税から一般会計からの繰入金に振り替える財源更正。介護保険特別会計の1項目めは、令和6年4月に予定されている介護報酬等の改正に対応するための、介護保険システム及び介護事業所台帳管理システムの改修に伴う委託料の増額計上。2項目、3項目、4項目めは、要支援認定者が当初の見込みより大きく増加したことに伴う、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、審査支払事業の増額計上。水道事業会計の1項目めは、休職中の職員の補充として、会計年度任用職員を採用することに伴う報酬等の増額計上、2項目めは、令和4年度に交付された生活基盤施設耐震化等補助金について、消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額を返還することに伴う返還金の増額計上。その下は、特別会計における人件費補正です。特別会計全体では、3, 959万2, 000円の増額計上、財源は右側に記載のとおりです。説明は以上でございます。

○吉田委員長 それでは、ただいまの説明で、皆様御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですのでそれでは次に、財産の取得譲渡から人事について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 14ページをお願いいたします。続きまして、財産の取得・譲渡2件です。議案第94号財産の取得について。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に伴う用地取得につきましては、地権者4名と6筆、面積9, 959.25平米、合計金額8, 144万981円で仮契約中となっており、契約を締結するにあたり議決をお願いするものです。議案第95号財産の譲渡について、ときわ児童館用地売払いにつきましては、ときは児童館の敷地につきましては、国から市が貸与を受け右粍4区常磐会が使用していましたが、本年度末に賃貸借契約が終了することから、同会から用地取得の希望があり、本年9月に国から当該土地を市が取得いたしました。国から市が土地を取得した際に、市が借地権を有していたことから購入価格は40パーセント減額されており、国からの取得価格と同額で右粍地区に譲渡するにあたり、地方自治法の規定により議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。15ページをお願いいたします。議案第96号から第103号は、指定管理者の指定です。地方自治法の規定により、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要なことから議案として提出するものです。下の表にございますように、土浦市農業センター以下記載の8施設について、1年から3年間、標記の金額を限度額として、土浦市農業公社や産業文化事業団、観光協会を指定管理者として指定するものです。16ページから18ページは、議案第104号市道の路線の認定についてです。16ページの、神立中央一丁目11号線は、神立駅西口土地区画整理事業に伴う認定。17ページの、上高津72号線、18ペ

ージの、中115号線は、それぞれ、民間会社の開発行為に伴い、市道認定するものです。19ページをお願いいたします。議案第105号和解について水道管理瑕疵に係る事故の和解につきましては、今泉地内、紫ヶ丘工業団地周辺における配水管布設工事において既設配水管との接続時に漏水が発生してしまい、著しい流水の影響により濁水が発生し、工業団地内の相手方工場の給水施設に流入したことにより、生産していた製品等が汚損した損害に対する和解です。20ページをお願いいたします。その他の単独議案2件です。議案第106号公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、神立駅西口駅前広場内の市道神立中央一丁目11号線の一部が、かすみがうら市の行政区域内に設置されることとなることから、かすみがうら市と協議するにあたり、議会の議決が必要なことから議案として提出するものです。議案第107号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散につきましては、令和6年3月31日をもって一部事務組合を解散することについて、構成市であるかすみがうら市との協議を行うにあたって、議会の議決が必要なことから議案として提出するものです。21ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件2件です。議案第108号土浦市教育委員会委員の任命の同意議案第109号土浦市公平委員会委員の選任の同意につきましては、いずれも1名が12月25日をもって任期満了となることから、同意をお願いするものです。第4回定例会に提出いたします議案等の説明は、以上です。なお、現在、国会で審議中の補正予算について、可決された場合、追加の補正予算を提出することとなるかもしれませんので、よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 それではただいまのところ何か御意見ございますでしょうか。

○小坂委員 ちょっと教えていただきたいんですが、14ページの、議案第95号財産の譲渡についてときわ児童館用地。譲渡ということをございまして、通常、公民館とかいうと、補助金をもらって土地を取得してというのが通常なんですが、今回はこういう形ですか。すいません。よろしくお願ひします。

○船沢市長公室長 いろんな各地区で持ってる公民館、その更新ですとか、新築ですとかそういう場合には、市からの補助金を活用して建てかえてる事例が多いかと思ひます。今回の右側の事例につきましても、これは土地購入費も補助対象になりますので、見込みの四区の方ですか、これを取得した場合に、活動課の方に申請書を出して、その上で、対象にはなりますので。そのような流れになるのではないかなというふうに考えてございます。以上です。

○小坂委員 わかりました。もう譲渡って結構珍しいかなと思つたんで、すいません。よろしくお願ひします。

○船沢市長公室長 確かに譲渡のケースって珍しいケースですね。今回みたく国がちょうど用地を持ってございまして、それがちょうど満了になる期間というのがございまして、それに合わせる形の譲渡という形になるかと思ひます。

○勝田委員 はいえーとですね。和解1件の議案105号の水道管瑕疵の件なんですけども、これ土浦市が依頼をした配水管敷設の際に、業者さんの方で手違ひがあつて、工場に損害を与えたということですよ。

○船沢市長公室長 これ市水道課の方の発注した事業で、その中で損害が発生したというものでございます。実際これその業者と市でそれぞれ負担するような形で考えてございます。

○勝田委員 これ道路瑕疵なんかは保険に入ってるじゃないですか。こういうのも、市の方で保険の対象とされるわけですか。

○船沢市長公室長 この中で19ページでございますが、損害賠償額、こちらの方が646万1,727円ございますが、保険の方に市の方で入ってございまして、保険対応とならない部分について、約60万ございますが、その部分が自主的に市で負担するもの、それ以外は入ってる保険対応という形になってございます。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それではないようでございます。以上で上程される議案等の説明は終わりました。その他執行部からございますでしょうか。

○東郷副市長 ございません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○吉田委員長 それでは次に、協議事項(3) 請願陳情によらない意見書の提出依頼について、協議に移ります。イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書について、福田議員から説明をお願いいたします。

○福田議員 こんにちは。お忙しいところ時間とっていただきありがとうございます。今回のですね、手続き上、大変御迷惑をおかけしたことを最初にお伝えしておきます。ちょっと着座にて説明をします。いずれにしても今皆さんも御存知の通り、現地ですね、現地のパレスチナのガザ地域地域の状況ですね、イスラエル軍によるジェノサイド作戦。もうすでに1万4,000人の死者が出てるわけですね。現地との通信も今切れてますから、実際どういう状態か、正確なところはまだわかっておりません。それで特にですね、私は非常に心を痛めるのは、子供達、未熟児ですよ。未熟児を含む5,000人近い幼児、子供たち、そしてこの現地はですね、トイレもない、電気もない、ガスもない、水もない。国際人権、人道上ですね、これはもう絶対許されない状況が一方で起きてるわけです。それで病院もこの中、小さい病院までも全部破壊されて、この惨状をですね。やっぱり直ちに外交努力でですね、日本政府に求める、そういう点で、この間ですね、日本共産党土浦市議団の私と団長の古沢とでいろいろお話をしてですね、それから事務局の皆さんにも大変御迷惑をおかけしたんですが、そういう点でですね、ぜひ、この件をですね、ここに今、委員に読んでいただいたような、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦の外交努力を日本政府に求める意見書という形で、日本共産党としてですね、ぜひ提出をしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。それでですね。これはもう本当に事態が事態ですから、急ぐ案件なので、議会の初日にですね、お願いをしたいと。以上でございます。

○吉田委員長 それでは初めに事務局から。

○**天貝事務局次長** それでは事務局の方から流れについて御説明したいと思います。この意見書につきましても、土浦市議会としてまず取り上げるか否かという御協議をいただきまして、取り上げることとなりましたら、内々の付託先を決めていただくこととなります。そして今、福田議員の方からお話ありましたように、急を要する案件だということでございますので、取り上げるということになれば、定例会初日に暫時休憩をしまして、内々付託された委員会で御協議いただき、提出すべきということになれば、全協で全議員に説明の上、4分の3以上の賛成がえられた場合、内々付託された委員会から委員会提出議案として、本会議に上程するという運びとなります。説明は以上です。

○**吉田委員長** ありがとうございます。それでは委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

○**目黒副委員長** 今ちょっと報道ニュース等を見ますと、停戦の方に人質解放が目的ではございますが、動いている状況でございます。本来であればもう即時終戦であったりとか、その後の復興だったり、人道支援物資、また食糧支援等の方が非常に重要な案件だと思いますし、ハマスまたはイスラエル双方の言い分といいますか、そういう主義主張もあるところですが、どうしても数、その被害者の面で言えば、ガザ地区のそういったお子さん達も多いですが、イスラエル側の被害者も多いです。そこでイスラエルによるガザ攻撃中止っていう文言であったりとか、あとジェノサイド集団殺害、この文言も、この御意見書にあまりふさわしくないのではないかという思いがございますので、ちょっともうちょっとこの件に関しては、皆さんの御意見がお聞きできればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**吉田委員長** 目黒副委員長の方からは、そういった思いがあるということで、皆様の方で。

○**小坂委員** 意見書ということはこれはもし通ったら皆さんに配布ということになるんですでしょうか。

○**天貝事務局次長** はい。この議運で取り上げるということで内々付託先が決まれば、初日の全協で皆様に意見書案を配布しまして、内々付託先のほうで審議願いますということの御案内となります。

○**小坂委員** これはもう全員に配布されるということですが、中身についていかどうかはともかくですね。私の記憶違いなのかどうかかわからないんですが、最初にハマスがイスラエルの何かパーティーをやっているところを、みな殺しですね。そして、200人ぐらい誘拐して、人質を取ってる。それが書いてないような書いてあるのかな。無差別攻撃って書いてあるか。ただこの議長に対するの何ていうか、日本政府に求める決議についてということでは、これ、とても一方的に書いてあるんですが、この辺って、我々は第三者でね。このことについて実際にはわからないかもしれないけれども、ただ文書で見てもちょっと若干確かにねジェノサイドという言葉というのはとても強い言葉なんで、この辺も何ていうかね、なかなか使ってよろしいのかどうか。集団殺害って言って無差別に。そして、無慈悲にですね、殺してるということですよ。なおかつ、ジェノサイドっていうのは、民族を消滅させるという意味合いも含まれてますんで、とてもこれ

強い言葉なんですけど、これを意見書として出せるかどうかって、ちょっと私としては、何とも言えないところがございますので、私の意見ですよろしく願いいたします。

○**田中委員** 田中でございます。戦争を止めたいというのはすごくわかるんですけど、これって土浦市民が人質になってとか、そういうのではないんですよ。今ね。なので、土浦市議会として出すのもどうなのかなっていうところが、ちょっと私からの疑問でございます。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** その他特になければですね、ただいま目黒副委員長、それからまた小坂委員からお話がありました。そういったことを踏まえてですね、これはすいません一応ここで、今の御意見が出ましたけれども、これを取り上げる取り上げないそういった意見、意見も、皆さん、考慮していただいたうえで、これは挙手によって取り上げる取り上げないよと決めていくという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** それでは、この福田議員からの提出意見書でございますが、取り上げる方向の方は挙手をまず願います。

(挙手：矢口委員：1名)

○**吉田委員長** それでは、その他の皆さん取り上げないということでもよろしいでしょうか。挙手をお願い申し上げます。

(挙手：目黒副委員長、小坂委員、勝田委員、田中委員、菅井委員：5名)

○**吉田委員長** それでは、この意見書は取り上げないということといたします。次に、協議事項4 議会費の補正について、事務局より説明をお願いします。

○**天貝議会事務局次長** 資料の5をお開き願います。補正の内容は3点ございまして、1点目は5月の改選により新人議員8名と元議員2名が当選され、6月期の期末手当を支給しております。その基準日が6月1日で在職期間が1か月であり、その期間に応じた額を支給しておりますので、当初予算に不用額が生じたことから減額補正するものです。2点目は、人事院勧告に伴い12月期の期末手当を0.1月分引き上げるための増額補正です。3点目です。令和6年2月に開催される台湾ランタンフェスティバルへの議会からの派遣者につきましては、本年第3回定例会中の議会運営委員会において産業建設委員会から選出すると決定されました。それを受けて平石議員が選出されたことから、派遣に係る経費を増額補正するものです。補正する金額は、議会費全体で増減がありますが合計で461万3,000円の減でございまして、事業名の議員人件費において、議員10名分の期末手当減額分が610万9,000円、12月期末手当の増額分が130万5,000円です。議会関係事業といたしまして台南への派遣の旅費18万2,000円と保険料9,000円の計上でございます。なお、通訳や現地ガイド等の共通経費は執行部側で計上しております。説明は以上です。

○**吉田委員長** それでは委員の皆様、ただ今の件に関しまして御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、それでは、議会費の補正については、事務局説明の通りといたします。次に協議事項（５）常任委員会の旅費増額の検討について協議を願います。この件は９月５日の全員協議会で議員各位の考えを伺い、概ね把握することができたことから、その考えを参考に協議をするものでございます。それでは事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料につきましては、６－１と６－２とございますが、６－１をお開き願いたいと思います。９月５日の全協で発言のあった内容を要約したものです。発言の傾向としては、宿泊費やタクシーなどの経費が値上がりしているから増額すべきとの意見と、その反対の意見としては、財政状況が厳しい状況であることや市民感情を鑑みて現状維持とすべきとの意見がございました。宿泊費につきましては、インバウンドで海外からの観光客が多い観光地では確かに高騰しているようですが、旅行会社に問い合わせたところ、国内の宿で全体的には若干上がっているということですが、事務局の肌感ではそれほど値上がりを感じていない状況であります。また、タクシーについては地域によってはジャンボタクシーが値上げされていると感じるほか、報道などを見ますと値上げ傾向にあるんだろうと思われれます。鉄道料金についてはほぼ横這いの状況で、航空運賃は旅行会社の見解では国内線は若干上がっているとのことでした。いずれにいたしましても、議員が行政視察を行う場合の宿泊料や交通費、いわゆる旅費につきましては土浦市職員の旅費に関する条例を準用することとなっており、市長と同じ旅費基準に基づき支給されております。具体的に申し上げますと、宿泊料は１泊定額で１４，０００円と定められておりますので、宿泊費が全国的に値上がりが著しく、この金額ではとても宿泊費を賄えないという場合には当該条例を市長側が改正するんだろうと思いますが、議会独自の値上げは難しいと考えられます。鉄道運賃については、普通運賃は実費が支給されており、料金も横ばいでありますので旅費の増額の理由にはなりません。航空運賃についても実費が支給されており、若干の値上げがされているとして、仮に２％の値上げされているとしても１２万円の旅費のうち、値上げ分は数百円程度に留まります。また、ジャンボタクシーにつきましては、確かに値上がりしている感覚はありますが、１２万円の旅費からタクシー料金として支出することは旅費規程上認められておりませんので、その移動区間を公共交通料金に換算した額を旅費から支出しております。このことからジャンボタクシーを利用した場合は公共交通料金との差額分を皆様の積み立てから支出している状況でありますので、こちらも増額の理由には当たりません。このようなことから常任委員会の旅費の増額の理由としては、市民の理解を得にくいものと思われれます。このような状況を踏まえたうえで御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今説明ございました。それを踏まえまして、皆様御意見はございますでしょうか。ここで、結論を出すということで、次長よろしいですね。

○天貝議会事務局次長 はい。

○矢口委員 今天貝次長が言われたとおり、増額するには明確な理由が必要である。しかし、説明のとおり、増額するための理由がないので、これは現状通りいくべきだと、

出すべきではないかなと思います。

○小坂委員 結論的な話としては大体そうかなと思ってます。ただ何年前だっけ。定員がですね、減員されたということと、委員会が四つから三つになったというようなことがあって、その時点でですね、予算としてはかなり削られたのかなと思ってますので、機会があったら、またですね、常任委員会の増額等も検討されればよろしいかなと思います。本日は、大体わかりました。

○吉田委員長 その他、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にはないようでございます。それでは、皆さんから御意見も伺いましたところ、現状維持ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということで、委員会の旅費については、12万円の現状維持ということで、よろしくお願いをしたいと存じます。つぎに、協議事項(6)台南市への行政視察の検討についても、議員各位の考えを参考に協議を行いたいと存じます。それでは事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それでは資料は7になりますのでお開き願いたいと存じます。全協で発言のあった内容を要約したもので、総じて行政視察に行けるようにすべきとの御意見でした。そうした中でも費用面については、新たに歳費を増やすのではなく政務活動費を充当できるようにすべき、あるいは費用に関しては慎重にあるべきとの御意見もございました。地方自治体の市レベルでの海外への行政視察の状況について御説明いたしますと、政令市政都市のような大きな市や都道府県の市議会議長会においては過去には実施されていたようでありまして、「見聞を広めるため」という理由であっても問題視されなかった時代もありました。しかし、平成10年代から住民監査請求や訴訟が数多く起こされ、旅費の一部返還命令などの処分が下された事例があったことから、自粛するようになった経緯がございます。茨城県の市議会議長会でも過去には行っていたと伺っておりますが、かなり前から実施しなくなった経緯がございます。住民監査請求や訴訟が起こされ新聞等で報道されますと、市民からは批判的な目で見られることとなりますので、監査や裁判の結果に拘わらず社会的制裁を受けることとなります。従いまして現在国内で行っているような行政視察を海外に行つて実施しますと、住民監査請求などが起こされる可能性があり、リスクが高いと言わざるを得ません。裁判例によりますと、その派遣に合理的な必要性があり、その効果として行政運営に反映できるものかどうか判断の基準になる、ということでございますので、今回の御意見の中の「経験則として行った方が良い」、或いは「素晴らしい所だから行った方が良い」というような理由は合理的理由にならないのは明らかでございます。それでは、姉妹都市であるパルアルト市への訪問はどのような理由で行っているかと申しますと、5年に一度の周年事業としてパルアルト市が「日本／土浦まつり」を開催することを受けまして関係強化のために市長及び市民訪問団と伴に議員を派遣したもので、パルアルトの地元議員及び地元住民との交流を行つて参りました。それと同時に同市の中学生交換交流事業参加校の訪

問や、広域水質管理施設及びパルアルト市庁舎の行政視察を行ったほか、市内施設の見学を行ったものです。また、在サンフランシスコ日本国総領事館を表敬訪問し、総領事から両市の友好的姉妹都市関係への協力・支援を取り付ける成果を上げてきたという実績もございます。このように市が実施する事業に議会から議長や当該事業を所管する議員を派遣し、同時に行政視察を実施するような形であれば、市民から理解が得やすいと考えられますので、議会が単独で行政視察を行うのではなく、執行部と連携をした上で訪問した方がよろしいかと存じます。なお、政務活動費を活用する場合には、「申し合せ事項」に定められておりました、「姉妹都市における提携記念行事に参加し、式典終了後等に政務活動を行った場合は、10万円を限度として政務活動費から支出することができるものとする」と記載されておりますので、台南市は姉妹都市ではなく友好交流都市でありますので、一部改正する必要があります。説明は以上です。

○吉田委員長 それでは、皆様から御意見を賜りたく存じます。今の説明で、なかなか御意見と言われましてもということなんでしょうかね。合理的理由にならないということ。それから派遣という中での理由付けというかね、それも難しいと。そういったことが今、説明があったわけなんですけれども、そういったことを踏まえたと、台南市への行政視察については、先ほどありましたように、執行部と連携をしながらやっていくという、そういう方向で今の現在の中では、そういう方向でよろしいのかなというふうに考えますので、どうでしょうか皆さん、そういったところで何かその他御意見あれば。

○勝田委員 合理的な理由。執行部と連携しないでね、議会独自でいく場合の合理的な理由っていうのは、逆に言うとどういったことになりますか。今のは、先ほどのね、いいとこだから行こうとか、そういうのはちょっと合理的じゃないんじゃないかな。私もそのとおりだと思います。合理的な理由というのは、具体的に考えうるものはありますか。

○天貝議会事務局次長 実際の訴訟が起こされて裁判の判決が出ないと、どれが合理的なのかっていうのは、確かなもの得られないと思いますけれども、私が考え、一般的には、今、土浦市の事業で、こういった課題があると。台南市にはそれを課題を解決するものがある。だから見に行くんだよとか、それを土浦市にフィードバックできたという理由があれば、問題ないんじゃないかというふうには考えます。

○勝田委員 台南市民からのインバウンドを考えて、共通点がある土浦市に行くということはちょっと合理的な理由としては弱い気がします。共通点というのは自転車とか花火とかのはずでした。確かかね。そういったものがある中で、そのインバウンドの先として土浦を積極的に選んでいただく。そのために、先方に調査に行くとかね、そういったことってのは弱いでしょうかね。これ、明確にごめんね、ここで出す話じゃないんだけど、この合理的な理由がちょっと今、なかなか自分で思い浮かばなくて。でも合理的という言葉を使ってらっしゃるので、どうかなというのをちょっと感想でもいいです。

○天貝議会事務局次長 非常に難しいところではありますけれども、理由としては合理的になるのかもしれないですけども、やはり執行権のない議会が独自でいくというところが市民感情から見てどうなんだという部分もありますので、執行権のある市長側と、

または、何か経済団体と同行していくとかということであればそのチェック機関としての議会の役割を果たすんだよと、いうことで理由も立ちやすいのかなというふうに考えます。感想です。

○目黒副委員長 三つの共通点って、どうしても自転車、れんこん、花火って観光に共通するところで、どうしても市民感情からすれば半分観光、半分以上観光ってとらえられても仕方ないのかなっていうのは私も非常に思うので、これに対して行政視察っていうのは、私も本当にはなマークがつくんですけども。それありきでインバウンドの政策で、非常に素晴らしい政策だ、これは本当に見習いたいっていうふうな機運であったり、世間でもそういうふうな認知されれば、行政視察っていうのも問題ないのかなと思うんですけどどうでしょうけど。次長にそれ伺うのは何なんですけど、非常に難しい質問ですけども、こう考えられるものを、幾つもおそらくあるんだろうと思いますけれども。市民感情からすれば、わざわざ行かなくてもインターネットでいくらでも情報取れるんじゃないとか、そういう見方もされかねますので、慎重にやるべきかなというふうに思うところです。感想でございます。

○小坂委員 今たまたま話が出ましたんで。例えば、別な団体とか、福祉団体とか、経済団体とか、そういうところが主催しました。それに議員として参加しましたとかそういうようなことで、もうちょっと大きな感じで一部予算使えますよってというようなそんな考え方はあるんでしょうか。

○天貝議会事務局次長 やはり予算使うということでありますので、執行部がまず事業を行うものですから、執行部がそういった経済団体とか、他の団体と一緒に例えば、国際交流を深める、またはインバウンドにつなげるための、あとは輸入に輸出につなげるための事業を行うと。そこに議会側も所管する議員が帯同して調査、チェックを行うという意見、構図になれば、理解が得やすいのかなというに感じます。

○吉田委員長 大体意見も出たようでございます。それでは台南市への行政視察については、視察は単独ではなしということでもよろしいでしょうか。

○天貝議会事務局次長 やはり現在パルアルト市に訪問行っているように、市長側等と同行するとか連携しながら、効果を見極めてやっていくという流れがよろしいのかなとは思いますが。

○吉田委員長 先ほど御説明いただいた中でやっぱり執行部との連携して行うという流れで行政視察を行うということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○天貝議会事務局次長 それではそのようにさせていただきたいと存じます。政務活動費を使ってというような議員の御意見もありましたけれども、こちらについてはどういたしましょう。現在の政務活動費の申合せ事項では、姉妹都市との関係のみの記載となっておりますので、これを友好交流都市である台南市にも広げるような改正を行うべきかどうか併せて御協議いただければと思います。

○吉田委員長 ただ今、次長の方からお話がありました。それと姉妹都市という、その括りが違うわけで、もし、そこを変えておけば、10万円までは、執行することがで

きるよというそういうことですが、皆さんこれを変えておくべきと、ただ行くときにですね、次長すいません。先ほどの話に戻りますけど、市執行部が執行権持つるので、そこに一緒に行く時にこの旅費10万円を改正すれば、それを使うことができますよという改正になります。改正ということなれば、そういうことで理解してよろしいですか。

○天貝議会事務局次長 委員長のおっしゃるように、先ほどの協議の中で執行部と連携してというふうに決まりましたので、それに合わせて政務活動費を使っていけるようにするかどうか、これは理由が当然求められますけども、そういった理由を付して、改正するかどうかというところの御協議ということでございます。

○吉田委員長 これ今、今のくくりの中では、これ変えないと使えないっていうのは、友好都市と、この台南市との考え方が。バロアルト市とこの台南市。台南市は姉妹都市じゃなくて、友好交流都市ということなので、今のままでは使うことはできないから、使うとすれば、変えなければならないということですね

○天貝議会事務局次長 一度申し申し合わせ事項の規定文を朗読しますと、姉妹都市における提携記念行事に参加し、式典終了後等に政務活動を行った場合は10万円を限度として、政務活動費から支出することができるものとするというふうな記載がございますので、まず、姉妹都市という縛りがありますので、これを友好交流都市も含むとかにする必要があるのと、提携記念行事に参加しという文言もございますので、この辺も工夫する必要があります。こちらについて今日結論を出さなくてもよろしいかと思えますけども、今後もやっていく、改正していくというふうに、皆様はお決めいただければ事務局のほうでも準備したいと思えます。

○勝田委員 取り決めに変更する場合、そもそも取り決めがどういう経緯で決まったかっていうことなんですけど、変更すれば議運で変更しましょうと。だったら全協にかけて、皆さんの合意を得るとそういう手順ですか。

○天貝議会事務局次長 政務活動費の手引きにつきましては、議長及び議会運営委員会で審議するということですので、議長と議運の皆様で審議ということになってます。まずそこで結論を出していただいて、全議員にお知らせ、そこでいろんな意見が出ればまたもう1回戻すようなこともあるかもしれませんが、基本、議運と議長で決定するということになります。

○勝田委員 ということはこの場で議長の意見を言えるということですか。

○天貝議会事務局次長 政務活動費の申合せ事項については、議長の意見が言えるという解釈でよろしいかと思えます。

○吉田委員長 そういう流れがあるということだけ今日の時点では、確認をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○吉田委員長 その他ございますか。事務局何かございますか。

○天貝議会事務局次長 資料のほうがございます、ディスプレイの図面がございます。そちらをお開きいただきたいと思えます。議場内のディスプレイを現在の2台から5台へ増設する工事と、一般質問の際に補助的資料をディスプレイに表示するための工事を

行います。12月定例会の前と定例会終了後にも工事を行う予定でございます。一般質問の補助的資料表示の実際の運用開始は来年3月定例会からを予定しておりますので、12月定例会中に運用に係る申合せ事項を議運で協議の上、策定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 分かりました。ありがとうございます。今のディスプレイの流れは、12月に申合せ事項をこの定例会で作るといふ、そういう流れですよということで、来年3月定例会から利用可能ということになるということ。そういう流れでございます。

○田中委員 ディスプレイの大きさは既存と同じ大きさ。

○天貝議会事務局次長 既存と同じ50インチでございます。

○吉田委員長 それではなければですね、本日の資料で各議員に非公表とするものはございますでしょうか。事務局。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。